

兵庫地域の大学とアジア・太平洋地域大学間の交流枠組みに関する協定

[Agreement on the Network Scheme of Hyogo University Mobility in Asia and the Pacific (HUMAP)]

アジア・太平洋地域の諸大学は、大学間地域協力が同地域における諸国の文化・経済・社会制度の相互理解を深めることに重大な貢献をなし得ると信じ、2000年5月19日、日本国兵庫県淡路島に集合した代表を通じ、次のとおり合意した。

1 目的

本枠組みの目的は、日本国兵庫地域の大学と、アジア・太平洋地域のその他の諸国（以下、「アジア・太平洋地域」と称す）の大学間の学生、教職員の移動性を増進し、高等教育の質を改善することにある。

2 参加大学

- (1) 本枠組みには、その目的及び役割に賛同する兵庫地域及びアジア・太平洋地域のいかなる大学も参加することができる。
- (2) 参加大学は、本協定によって兵庫県内に設置される国際事務局の提供するすべての便宜及び役務を受けることができる。
- (3) 参加大学としての登録は、大学代表者による本協定の署名または本協定発効後の任意の時点における参加意思の国際事務局への通告によって行われる。

3 単位互換(学生交流)

- (1) 本枠組みにおける学部及び大学院レベルの学生交流は、兵庫地域の大学とアジア・太平洋地域の大学の間で相互に単位認定することを基本として運用される。
- (2) 兵庫地域とアジア・太平洋地域のいずれか一方の参加大学は、他方の地域のいかなる参加大学にも、その個別の同意を得て学生を派遣することができる。
- (3) 派遣大学及び受入れ大学は次の諸事項に一定の考慮を払わなければならない。
 - (a) 派遣大学は：
 - 1 参加学生を選抜する。
 - 2 参加学生が受ける語学課程・研修を含む学修計画を承認する。
 - 3 海外での学修成果を母校での単位として認めることを原則とする。
 - 4 参加学生に与えられる資金援助額を決定する。
 - 5 参加学生のため適当な準備コースを留学出発前に提供するよう最善を尽くす。
 - (b) 受入れ大学は：
 - 1 参加学生のために、合意された学修計画を提供する。
 - 2 参加学生に対し、適当なカウンセリングその他の支援業務を提供するよう最善を尽くす。
 - 3 参加学生のための健康管理につきできる限りの便宜を確保する。
 - 4 参加学生による図書館、研究室等に対する適切なアクセスを確保する。
 - 5 査証発給及びその他入国関連手続きが円滑にいくよう、関係当局に適切な働きかけを行う。
 - 6 必要な語学研修を提供する

- (4) 派遣大学と受入れ大学は、次の事項については個別に協定するものとする。
- 1 海外から来た学生への一方的または相互的条件での授業料の免除の可能性
 - 2 政府、自治体、民間等の奨学金の受給の可能性
 - 3 低廉なコストでの宿舍のあっせん
 - 4 その他学生の勉学・生活上の資金面に関すること

4 教職員交流

本枠組みに参加する大学の教職員交流は、前条(3)及び(4)に定める事項に準ずる生活・研究上の待遇面に関する相互の個別または包括的な合意に基づき運用する。

5 理事会

- (1) 本枠組みの運営の総括機関は理事会とする。
- (2) 理事会は兵庫地域の参加大学の学長の中から互選によって選ばれた10大学の学長及びアジア・太平洋諸国の参加大学の中から互選によって選ばれた各国につき1名の大学学長をもって構成する。
- (3) 理事会の議長は、理事の互選によって選任する。
- (4) 理事会は毎年開催する。

6 国際事務局

- (1) 本枠組みの国際事務局は兵庫県内に置く。
- (2) 国際事務局は、次の事項を含む本枠組みの運営・発展に係るすべての事項につき事務を執行する。
 - 1 本枠組みの下に行われるすべての交流の状況を把握し、理事会に報告する。
 - 2 学生・教職員交流に関し、必要な場合派遣大学と受入れ大学の間の交渉の仲介をする。
 - 3 参加大学からの要請に応じ、必要な措置を取る。
 - 4 本枠組みの下で兵庫地域の参加大学で勉学・研究する目的で来日する者に対し、宿舍のあっせん、奨学金、語学研修等につき可能な限りの便宜を供与する。
 - 5 UMAP（アジア・太平洋大学交流計画）国際事務局との連絡を密にする。
 - 6 アジア・太平洋大学間交流に係る情報を収集し、参加大学に提供する。
 - 7 参加大学の教育内容等につき、大学の要請に基づき必要な広報を行う。
 - 8 参加大学数の拡大のため必要な活動を行う。

- 7 本協定は、署名の日に効力を発生し、原署名大学の三分の二が本枠組みから脱退しない限り効力を持つ。

参加大学は、国際事務局に対する6か月前の書面での通知により、本枠組みから脱退する権利を留保する。

ただし、他方の現実の交流相手大学及び関係学生に対する不都合を避けるために当該大学との協議の後に限り行うものとする。

以上を証するため、以下に署名する者は正当な権限をもってこの協定に署名した。

2000年5月19日、本書を日本語及び英語により作成し、いずれも等しく正文とする。